

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 3 月 31 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2008～2011

課題番号：20243008

研究課題名（和文）医療紛争における患者と医療従事者の新たな救済課程

研究課題名（英文） The New Remedy for Medical Issues between Patient and Medical Practitioners

研究代表者我妻 学（MANABU WAGATSUMA）

首都大学東京・都市教養学部法学系・教授

研究者番号：30211668

研究成果の概要（和文）：本研究では、医療紛争に関して、今後のあるべき患者と医療従事者の具体的な救済過程を構築することを目指して、インターネットおよびFAXなどによって、医師や看護師などの医療従事者に対する医療紛争に関して意識調査を行っている。さらに、民事裁判のほか、平成21年に設立されている産科医療補償制度の具体的な事案を分析することによって、医療紛争の裁判外での解決、不法行為制度と無過失補償の役割分担に関しても分析を行っている。あわせて、アメリカ、フランス、イギリスおよびドイツなどにおける医療紛争の比較法的考察も行っている。

研究成果の概要（英文）：

The medical malpractice is one of the most adversarial and time consuming litigation. It is not just a professional problem for physicians and hospitals, but also a grave public health problem because fear of litigation drives physicians to leave practice or stop providing high-risk services. The adversary proceeding often makes the relationship between patients and physicians worse.

We conducted questionnaire with regards to medical malpractice to physicians and nurses by internet and facsimile in 2009 and 2010. According to our research, the reliability of judge and civil court system is low. The medical practitioners try to handle the medical dispute faithfully but they are concerned about the number of litigation may be increased. We also conducted comparative study of medical malpractice and patient safety such as United States, France, Germany and United Kingdom.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	11,400,000	3,420,000	14,820,000
2009年度	7,400,000	2,220,000	9,620,000
2010年度	5,600,000	1,680,000	7,280,000
2011年度	5,500,000	1,650,000	7,150,000
総計	29,900,000	8,970,000	38,870,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：医事法、医療紛争

1. 研究開始当初の背景

医療紛争の実態に関しては、患者およびその家族からだけではなく、医療従事者の意識がどのようなものであるかを科

学的に考察する必要があることは言うまでもない。ところが、従来の意識調査では、調査対象に関して一般人にまで広げて行っている反面、医療従事者に焦点

をあてた意識調査を実施してこなかったために、医療紛争に対する医療従事者への理論的な検討が十分に行われてこなかった。具体的な医療過誤に関する患者および患者の家族の著作も公刊されている。これに対して、医療現場の問題点として医師がリスクをとまなう治療を積極的に行わないなど防御医療に関して言及されているにすぎず、我が国ではアメリカなどと比較すると、診療や治療行為を行っている医療現場の生の声を汲み上げて、理論的に分析・研究することはほとんど存在していなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、医療紛争に関して、今後のあるべき患者と医療従事者の具体的な救済過程を構築することを目指している。特に、医師や看護師などの医療従事者に対して、インターネットおよびFAXなどによって意識調査を行い、実証的な分析に基づいて、なるべく具体的な救済のモデルを構築することを目指している点が他の研究とは一線を画する独自の特色がある。

3. 研究の方法

医療従事者に対する医療紛争に関する意識調査として、2009年に医師に対して、医療紛争に関する意識調査をインターネットで行っている（インターネット調査は、2009年2月20日から同年2月27日までWEB上に公開して行い、調査依頼総人数は6,762名、その内の回答有効人数は、517名である（有効回答率：7.7パーセント）。インターネットによる事前調査の結果をふまえて、質問項目を見直した上で医師および看護師に対して、郵送による医療紛争に関する意識調査を行っている。2012年までに合計2,000件を入力し、分析作業を係属して行っている。

2010年9月～2011年3月まで、研究代表者の我妻は、ハーバード大学ロースクールのPetrie-Flom Centerで、主として医療紛争の日米比較研究を行い、Glenn Cohen准教授、Eric Feldman教授などと意見交換をし、2012年3月に再度意見交換をしている。

2011年には、産科医療補償制度の原因分析報告書の事例の概要、脳性麻痺発症の原因および臨床経過に関する医学的評価などの分析から医療紛争にいたる経緯を分析している。

4. 研究成果

医師や看護師に対する医療紛争に関するアンケート調査をインターネットおよび不アクセスを通じて行い、現在分析中である。顕著な結果としては、医療安全に関する基盤整備が進められている変面、医師の裁判官や裁判制度に対する不信感が強いことである。

我が国においては、裁判官および民事裁判制度に関して一般に信頼生が高いのとは対照的である。

医師は診療に関する患者の苦情処理に対して、誠実に対応を努めているが、医師と患者の信頼関係が将来的に悪化し、患者への対応をより改善する必要性を感じていることが示されている。今後、医療事故に遭遇する危険、医療訴訟の増加について懸念を示している医師が多い。したがって、医療紛争に関して、裁判だけではなく、事件類型に応じた裁判外の紛争処理制度を構築することが医療現場でも望まれていることが実証されたといえよう。

大学病院および国立病院機構に所属する病院のほとんどは、医療安全の意識が高く、組織的に取り組まれている。これに対して、診療所などの小規模の医療機関における医療安全に関する取り組みは、必然的に担当者の人的属性に左右される。

他の国々においても、医療紛争に関して裁判か、保険会社あるいは医療機関との直接交渉といった二者択一の解決だけではなく、第三の方法として、いかに公正・公平な解決を図ってゆくかが重要となっている。患者と医療従事者のコミュニケーションなどの修復を目指す取り組みも行われているが、特に医療従事者の当該行為の妥当性を検証する機関（ドイツの各州の医師会）や無過失補償制度（ニュージーランド、スウェーデン、フランス）が注目される。

我が国においても2009年から産科補償制度が開始され、事案分析を行っている。

医療安全と医療紛争の公正・公平な解決とは両輪の輪であり、医療機関には今後も不断の努力が求められるとともに、特に診療所などの小規模の医療機関にも浸透することが求められている。

医療紛争に関して、従来の裁判所や患者と医療機関の交渉以外にも、研究開始の当初と比較しても、種々の裁判外紛争処理機関が各地に設けられている。これらの裁判外紛争処理機関への聞取調査を将来的に行い、医療紛争の現状を分析し、今後の医療紛争の簡易・迅速な解決の仕組みを形成してゆくことが課題である。あわせて、医療機関が行っている医療安全講習会などを通じて、医療従事者の啓蒙に努めてゆきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計15件）

我妻 学、産科医療補償制度と医療訴訟、民事訴訟法雑誌、査読無、58号、2012、29頁、54頁

我妻 学、第三者による訴訟費用の提供、東北学院法学、査読無、第71号、2011、500頁、532頁

我妻 学、看護師に対する行政処分の動向と再教育、看護賠償責任保険制度NEWS、査読無、11号、2010、7頁、9頁

我妻 学、イギリスにおける医療倫理教育、日本医師会雑誌、査読無、139巻2号、2010、370頁、373頁

我妻 学、医療紛争に関するインターネット調査、法学会雑誌、査読無、50号2号、2010、1頁、106頁

我妻 学、医療事故被害者救済制度のメカニズム、いのちとくらし研究所報、査読無、30号、2010、62頁、67頁

我妻 学、ポリープ摘出手術を受けた患者が術後に出血性ショックにより死亡した場合につき担当医が追加輸血等を行わなかったことに過失があるとはいえないとした原審の判断に採取経験法則に違反する違法を認めた事例、年報医事法学、査読無、23号、2008、179頁、185頁

我妻 学、イギリス(イングランド・ウェールズ)における法曹制度改革の試み、都立大学法学会雑誌、査読無、49巻2号、2008、29頁、83頁

藤澤 由和、医療事故に関する補償制度：諸外国における制度概要、週刊社会保障、査読無、22499号、2008、56頁、59頁

伊集 守直・藤澤 由和、医療事故の予防と患者補償制度—スウェーデンにおける制度設計の実態、経営と情報、査読有、2008、21号、1頁、11頁

相馬 孝博、WHO患者安全カリキュラム指針—「多職種版」について、医療の質・安全学会誌、査読有、2011、第6号 第3号、397頁、400頁

相馬 孝博、自施設内における医療事故の調査について、東京医科大学雑誌、査読有、2010、第68巻 第1号、9頁、11頁

相馬 孝博、手術室の患者安全、Cardiovascular Anesthesia Vol.14 NO.1、査読有、181頁、184頁

竹村 敏彦、浦松 雅史、濱野 強、藤澤 由和、相馬 孝博、医療安全の意識の変化に関する研究—国立大学病院における経年変化の比較—、日本医療・病院管理学会、第48巻第4号、査読有、2011、57頁、66頁

佐藤 雄一郎ほか、薬剤師の行う医療行為に関する医事法学的研究、医療薬学、38号、査読有、2010、9頁、17頁

[学会発表] (計7件)

Manabu Wagatsuma, Judicial Cooperation, International Association of Procedural Law, 2011年7月11日、ハイデルベルグ大学

(ドイツ)

Manabu Wagatsuma, The Recent Issues of Medical Ethics and Law in Japan, Sho Sato 日本法シンポジウム、2011年3月15日、UC Berkeley (アメリカ)

佐藤 雄一郎、わが国における臨床研究規制の現状、日本医事法学会、2011年11月27日、岡山大学

相馬 孝博、医療安全を考える—鑑定人に選ばれたなら—、第28回日本呼吸器外科学会 利益相反、医療事故調査・鑑定のための講習会 2011年5月11日、別府

相馬 孝博、専門医として関わる医療安全—ピアレビューの重要性、平成23年度日本形成外科学会 秋期学術講習会、2011年10月5日、東京

相馬 孝博、すべての医療者のための患者安全教育、第6回医療の質・安全学会学術集会 ランチョンセミナー、2011年11月20日、東京

竹村敏彦、浦松雅史、濱野強、藤澤由和、相馬孝博、医療安全意識の変化に関する研究—国立大学病院における経年変化の比較—、第49回日本医療・病院管理学会学術総会、2011年8月21日、東京

[図書] 計 3件)

我妻学 (共著) (Ed.M Reimann)、Springer、Cost and Fee Allocation in Civil Procedure、2012、195、200頁

我妻学、佐藤雄一郎 (岩田太編著) (共著)、ミネルヴァ書房、患者の権利と医療安全、2010、150頁、172頁 [佐藤担当]、173頁、200頁 [我妻担当]

我妻学、(石川明=永田誠=三上威彦編著) (共著)、信山社、ボーダレス社会と法 (ハルトヴィーク教授追悼記念論文集)、2009、187頁、215頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

我妻 学(MANABU WAGATSUMA)

首都大学東京・都市教養学部・教授

研究者番号：20243008

(2) 研究分担者

藤澤 由和(YOSHIKAZU FUJISAWA)

静岡県立大学・経営情報学部経営情報学科・准教授

研究者番号：70387330

佐藤 雄一郎 (YUICHIRO SATO)

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号：70326031

長谷川 貴陽史 (KIYOSHI HASEGAWA)

首都大学東京・都市教養学部・教授

研究者番号：20374176

相馬 孝博 (TAKAHIRO SOMA)

東京医科大学・医学部・教授

研究者番号 : 90262435